

一般墓地募集（概ね12m²未満）

2次募集

令和
7
年度

芦屋市霊園使用者募集

空き募集区画は日々変わります。
申込み前に必ずご確認ください。

最新の募集状況

芦屋市霊園ホームページ



2次募集スケジュール

令和7年6月本募集で使用者が決まらなかった区画について、2次募集を行います。募集区画は4ページから24ページまでのとおりです。

先着順（ただし、同日中に複数の申込みがあった区画は抽選）での募集のため、最新の空き区画はホームページに掲載します。ホームページでの確認が難しい場合は、環境課霊園・火葬場係までお問い合わせください。

申込者の手続き

申込書類提出
＜先着順＞

受付期間 10月14日（火）※～12月26日（金）

※10月14日（火）～10月16日（木）は
令和7年度本募集の補欠当選者及び落選者のみ申込可

詳細は
2ページ
参照

申込結果連絡

申込日の翌開庁日の午前中

公開抽選
（参加自由）

申込日の翌開庁日の午後3時（予定）から

＜場所＞芦屋市役所北館3階環境課にて
抽選結果は、抽選があったその日中に連絡します。

使用予定者として決定した方には、以降の詳細な手続きを案内します。

申請書類送付

申込（抽選）結果連絡から1～2週間後に郵送

使用許可申請

申請期間 個別に案内

＜場所＞芦屋市役所北館3階環境課にて
使用許可予定日案内、注意事項説明、永代使用料・維持費（月割相当額）の納付書配布など

永代使用料・
維持費の納付

納入期限 許可申請日から概ね1か月以内

芦屋市の指定する金融機関の窓口にて一括でお支払いください。

使用許可書送付

入金確認から概ね1か月後に郵送

使用許可日以降、墓地の工事を行うことができます。

墓石・巻石等の建立

建立期限 使用許可日から1年以内

お知らせ

令和8年度の募集スケジュールについては、令和8年3月頃に市ホームページへ掲載予定です。

申込方法

本案内の内容をよくご確認の上、下記期間内にお申し込みください。
また、**申込み前に必ず現地をご確認ください。**

I 申込受付期間 **先着順（同日中に複数の申込みがあった区画は抽選）**

① 令和7年度本募集の**補欠当選者及び落選者**

令和7年10月14日（火）～12月26日（金）

② 上記①以外の方

令和7年10月17日（金）～12月26日（金）

◇窓口受付

平日午前9時から午後5時まで（正午～午後0時45分を除く。）

◇郵送受付

環境課霊園・火葬場係が申込書類を受け付けた日を申込日とします。

2 使用予定者の決定方法

- ・各日午後5時にその日の申込みを締め切ります。
- ・締切時点で申込者が1名の区画は、その申込者に決定します。
- ・申込者が複数の区画は、公開抽選※により決定します。



※公開抽選は、申込日の翌開庁日の午後3時（予定）に芦屋市役所北館3階環境課内で行います。（抽選日時に変更となる場合があります。抽選の開始時間は、下記3申込結果連絡の際にお伝えします。）

- ・申込状況は、申込みがあった日の午後5時以降に市ホームページで公開予定です。（翌開庁日となる場合があります。）

3 申込結果・抽選結果連絡

- ・申込結果は、申込日の翌開庁日の正午までに連絡します。また、抽選結果は、抽選を行ったその日中に連絡します。
- ・結果連絡は、芦屋市環境課霊園・火葬場係（0797-38-3105）から電話で行います。ご不在の場合、お手数ですが、折り返しお電話ください。
- ・使用予定者として決定した方には、後日「許可申請に必要な書類」を郵送します。

申込方法（続き）

4 申込みできる方

次の①～⑤すべての項目に当てはまる必要があります。

- ① 申込日までに１年以上継続して、芦屋市に住民登録をしていること。
- ② 既に、芦屋市霊園一般墓地の使用許可を受けていないこと。
- ③ 既に、芦屋市霊園合葬式墓地の生前申込を行っていないこと。
- ④ 使用許可後１年以内に墓石、巻石等を設置できること。
- ⑤ 使用料について、納付書発行後、概ね１か月以内に一括納入できること。

5 申込みできる区画数

１人につき１区画１通のみ

ただし、落選もしくは辞退後は、再度申し込むことが可能です。
申込みを辞退される場合は、辞退届を提出してください。

6 申込書類

- ① 芦屋市霊園一般墓地使用申込書
- ② 世帯全員の住民票（続柄の記載があるもの）※
※環境課が住民票を閲覧することに同意する場合は、添付不要です。
（①申込書内に同意チェック欄あり）

7 申込先（持参・郵送）

〒659-8501 芦屋市精道町7番6号
芦屋市市民生活部環境・経済室環境課 霊園・火葬場係 あて

※令和6年6月1日より芦屋市役所北館3階に移転しました。

8 その他注意事項

- ・申込み受付後に区画の変更はできません。
- ・申込者の変更は原則認めません。
- ・提出した書類等は返却しません。

墓地募集区画一覧（令和7年度2次募集）

令和7年10月14日時点（2次募集開始時点）

区画番号	種別	面積(㎡)	永代使用料(円)	年間維持費(円)
12-6-0023	芝生	9.2	10,350,000	11,224
12-4-0125	普通	6.0	6,750,000	7,320
13-5-0114	普通	3.8	2,850,000	4,636
13-5-0152	普通	2.3	1,725,000	2,806
13-5-0189	普通	2.1	1,575,000	2,562
13-5-0250	普通	5.5	4,125,000	6,710
13-5-1052	普通	1.2	900,000	1,464
13-5-1065	普通	2.6	1,950,000	3,172
13-5-1075	普通	5.2	3,900,000	6,344
13-5-1165	普通	2.3	1,725,000	2,806
13-5-2065	普通	2.6	1,950,000	3,172
13-5-2075	普通	5.2	3,900,000	6,344
13-5-2165	普通	2.3	1,725,000	2,806
13-5-3065	普通	2.6	1,950,000	3,172
14-5-0088	普通	3.9	2,925,000	4,758
15-5-0076	普通	1.4	1,050,000	1,708
16-5-0061	普通	1.6	1,200,000	1,952
16-5-0095	普通	1.5	1,125,000	1,830
16-5-0134	普通	1.8	1,350,000	2,196
16-5-1025	普通	1.2	900,000	1,464
16-5-3025	普通	1.2	900,000	1,464
17-4-0155	普通	6.4	7,200,000	7,808
17-5-1207	普通	1.5	1,125,000	1,830
17-5-1237	普通	2.0	1,500,000	2,440
17-5-3237	普通	2.0	1,500,000	2,440
18-4-0064	普通	6.0	6,750,000	7,320
18-4-0066	普通	6.0	6,750,000	7,320
18-4-0076	普通	6.0	6,750,000	7,320
18-4-0078	普通	6.0	6,750,000	7,320
19-5-0064	普通	4.0	3,000,000	4,880

区画番号	種別	面積(㎡)	永代使用料(円)	年間維持費(円)
19-4-0095	普通	6.0	6,750,000	7,320
24-4-0155	普通	7.7	8,662,500	9,394
25-4-0080	普通	6.0	6,750,000	7,320
25-4-0099	普通	6.0	6,750,000	7,320
25-4-0113	普通	6.0	6,750,000	7,320
25-5-0137	普通	5.9	4,425,000	7,198
25-4-0142	普通	6.0	6,750,000	7,320
25-4-0160	普通	6.0	6,750,000	7,320
26-5-0123	普通	4.0	3,000,000	4,880
31-4-0042	普通	6.0	6,750,000	7,320
31-4-0043	普通	6.0	6,750,000	7,320
32-5-0046	普通	1.0	750,000	1,220
32-5-0054	普通	2.8	2,100,000	3,416
32-4-0069	普通	9.9	11,137,500	12,078
33-4-0005	普通	7.1	7,987,500	8,662
33-4-0013	普通	6.0	6,750,000	7,320
33-4-0078	普通	6.0	6,750,000	7,320
33-4-0102	普通	6.0	6,750,000	7,320
34-4-0014	普通	6.0	6,750,000	7,320
34-4-0039	普通	6.0	6,750,000	7,320
42-4-0026	普通	6.0	6,750,000	7,320
43-5-0067	普通	4.0	3,000,000	4,880
43-5-0087	普通	5.0	3,750,000	6,100
43-4-0152	普通	6.0	6,750,000	7,320
43-4-0194	普通	6.0	6,750,000	7,320
51-6-0015	芝生	4.5	5,062,500	5,490
51-6-0025	芝生	6.4	7,200,000	7,808
51-6-0028	芝生	6.4	7,200,000	7,808
51-6-0044	芝生	4.5	5,062,500	5,490
51-6-0047	芝生	4.5	5,062,500	5,490
51-6-0059	芝生	4.5	5,062,500	5,490
51-6-0077	芝生	4.5	5,062,500	5,490
51-6-0146	芝生	4.5	5,062,500	5,490

区画番号	種別	面積(㎡)	永代使用料(円)	年間維持費(円)
51-6-0152	芝生	4.5	5,062,500	5,490
51-6-0159	芝生	4.5	5,062,500	5,490
51-6-0163	芝生	4.5	5,062,500	5,490
51-6-0235	芝生	4.5	5,062,500	5,490
51-6-0261	芝生	4.5	5,062,500	5,490
51-6-0262	芝生	4.5	5,062,500	5,490
51-6-0290	芝生	4.5	5,062,500	5,490
51-6-0301	芝生	4.5	5,062,500	5,490
51-6-0306	芝生	4.5	5,062,500	5,490
51-6-0322	芝生	6.7	7,537,500	8,174
52-4-0040	普通	6.0	6,750,000	7,320
52-4-0089	普通	6.0	6,750,000	7,320
52-4-0113	普通	6.0	6,750,000	7,320
52-4-0124	普通	6.0	6,750,000	7,320
52-4-0125	普通	6.0	6,750,000	7,320
52-4-0132	普通	6.0	6,750,000	7,320
52-4-0170	普通	6.0	6,750,000	7,320
52-4-0196	普通	6.0	6,750,000	7,320
52-4-0206	普通	6.0	6,750,000	7,320
53-4-0013	普通	6.0	6,750,000	7,320
53-4-0016	普通	6.0	6,750,000	7,320
53-4-0032	普通	6.0	6,750,000	7,320
53-4-0034	普通	6.0	6,750,000	7,320
53-5-0049	普通	4.0	3,000,000	4,880
53-4-0099	普通	6.0	6,750,000	7,320
53-4-0104	普通	6.0	6,750,000	7,320
53-4-0106	普通	6.0	6,750,000	7,320
54-5-0022	普通	4.0	3,000,000	4,880
63-4-0042	普通	6.0	6,750,000	7,320
63-4-0090	普通	6.0	6,750,000	7,320
63-4-0118	普通	6.0	6,750,000	7,320
63-4-0146	普通	6.0	6,750,000	7,320
63-4-0211	普通	6.0	6,750,000	7,320

区画番号	種別	面積(㎡)	永代使用料(円)	年間維持費(円)
64-4-0094	普通	6.0	6,750,000	7,320
64-4-0095	普通	6.0	6,750,000	7,320
64-4-0102	普通	6.0	6,750,000	7,320
64-4-0116	普通	6.0	6,750,000	7,320
64-4-0177	普通	6.0	6,750,000	7,320
64-5-0289	普通	4.0	3,000,000	4,880
65-5-0031	普通	3.8	2,850,000	4,636
65-5-0115	普通	5.0	3,750,000	6,100
65-5-0118	普通	4.0	3,000,000	4,880
66-5-0066	普通	3.0	2,250,000	3,660
71-5-0026	普通	4.0	3,000,000	4,880
74-5-0024	普通	3.0	2,250,000	3,660
74-5-0107	普通	3.0	2,250,000	3,660

- ・現地に区画番号・面積を標示しています。現状で貸付けしますので、必ず現地をご確認ください。
- ・募集区画は、一般墓地使用者（使用許可を受けた者）が使用しなくなったため、市に返還された再貸付墓地等です。
- ・1㎡当たりの永代使用料は、次のとおりです。

種別	面積	1㎡当たりの金額
普通墓地	6㎡以上12㎡未満	1,125,000円
	6㎡未満	750,000円
芝生墓地	一律	1,125,000円

- ・維持費（霊園の維持管理に必要な年間経費）は、次のとおりです。

種別	1㎡当たりの金額
普通墓地・芝生墓地（同額）	1,220円

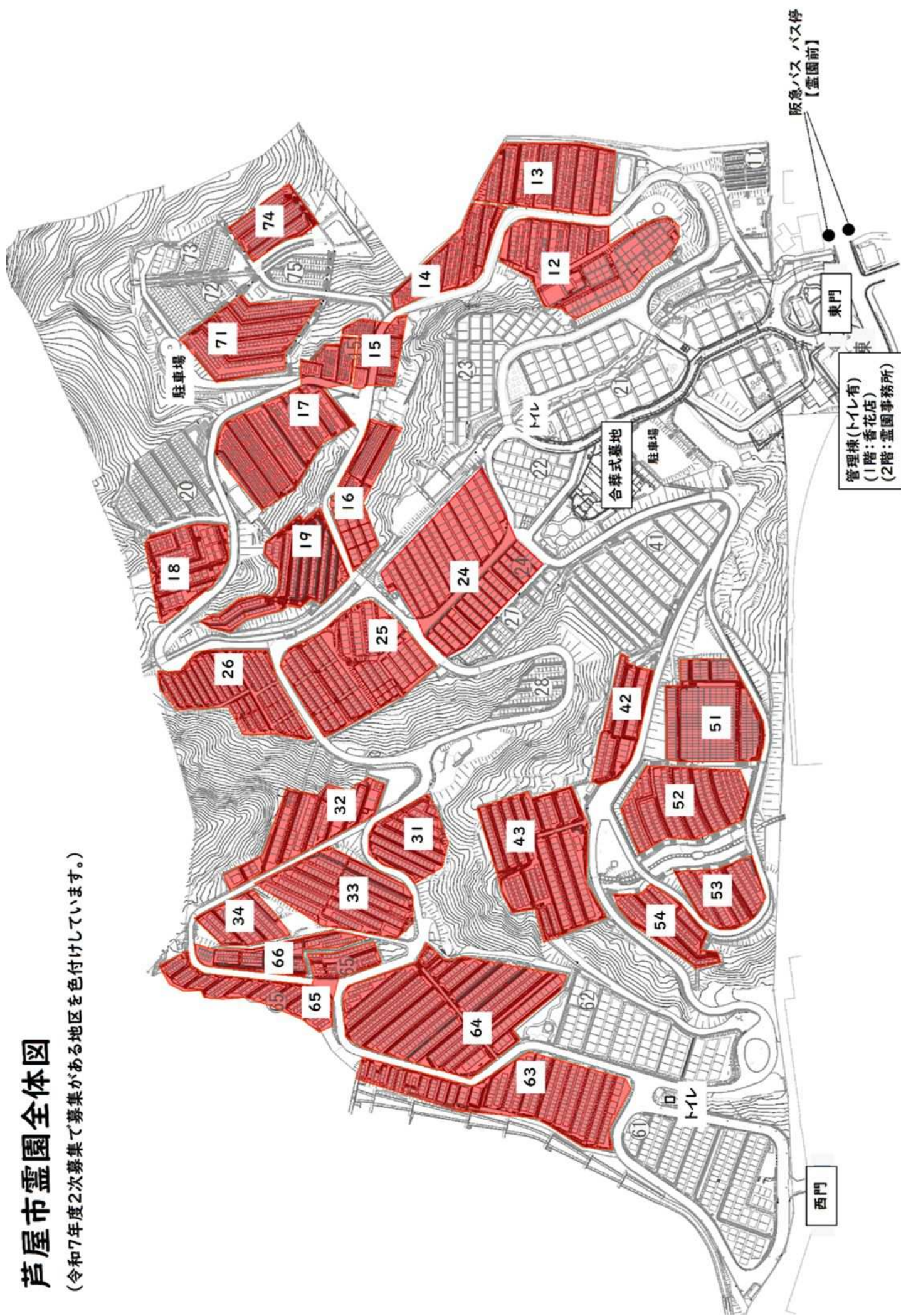
※毎年4月に納付していただきます。（令和7年度分は月割相当額です。）

※1㎡当たり1,220円は、令和7年4月現在の金額です。今後、条例改正により変更する場合があります。

- ・芦屋市では石材業者の指定はしておりません。また、石材業者等による申込み代行は受付けできませんので、使用者ご自身でお申込みください。

芦屋市霊園全体図

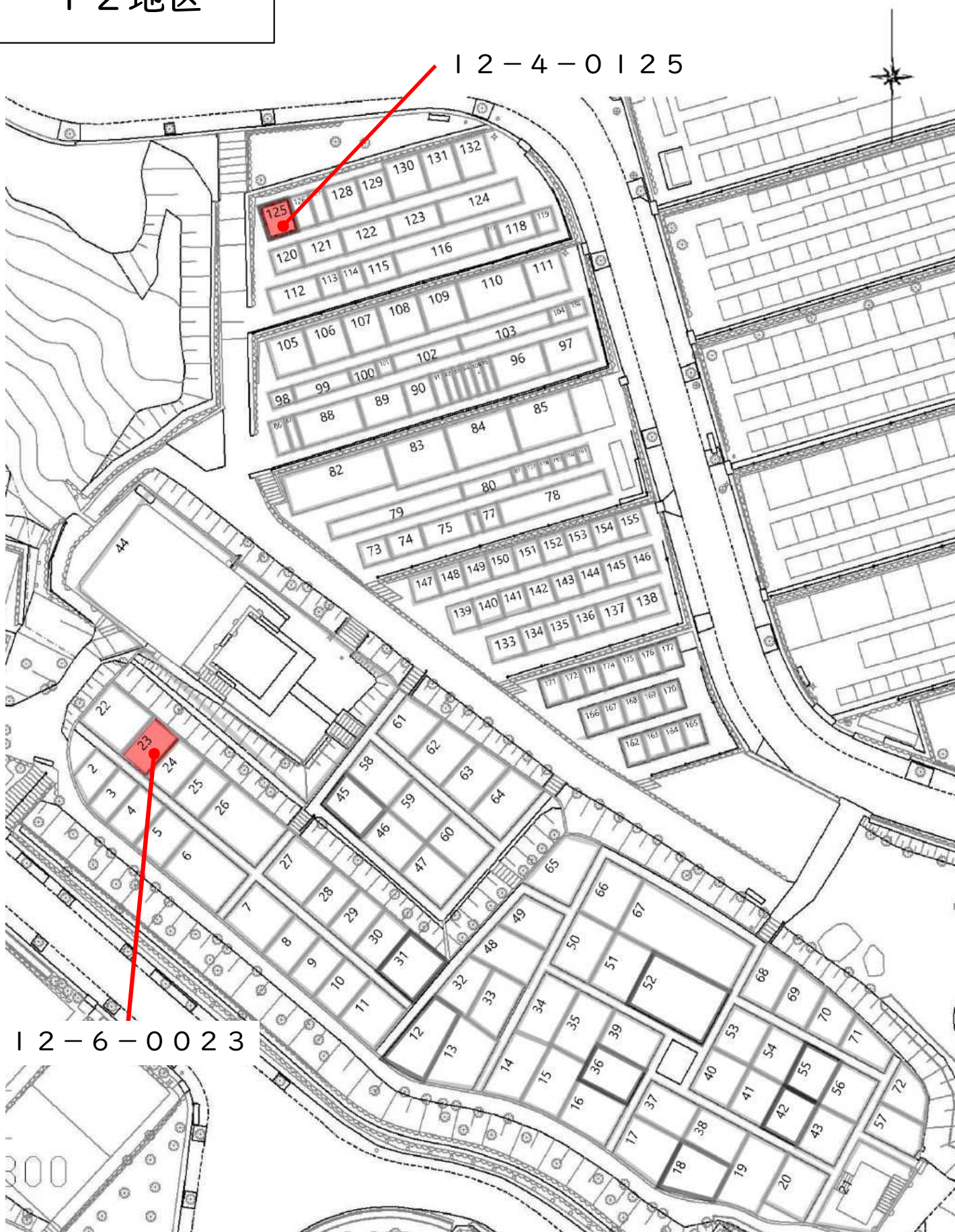
(令和7年度2次募集で募集がある地区を色付けしています。)



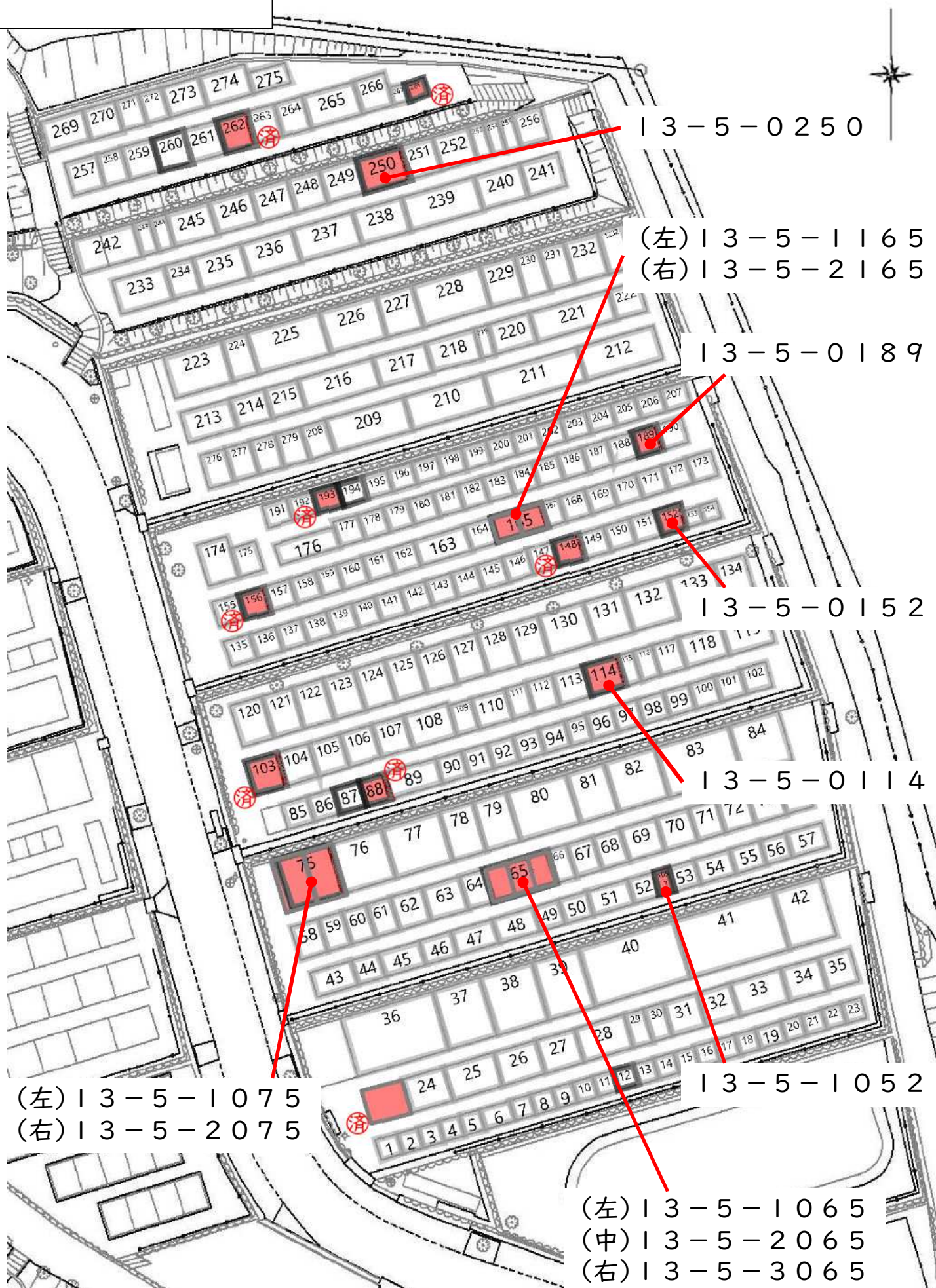
募集墓地位位置図

Ⅰ 2地区

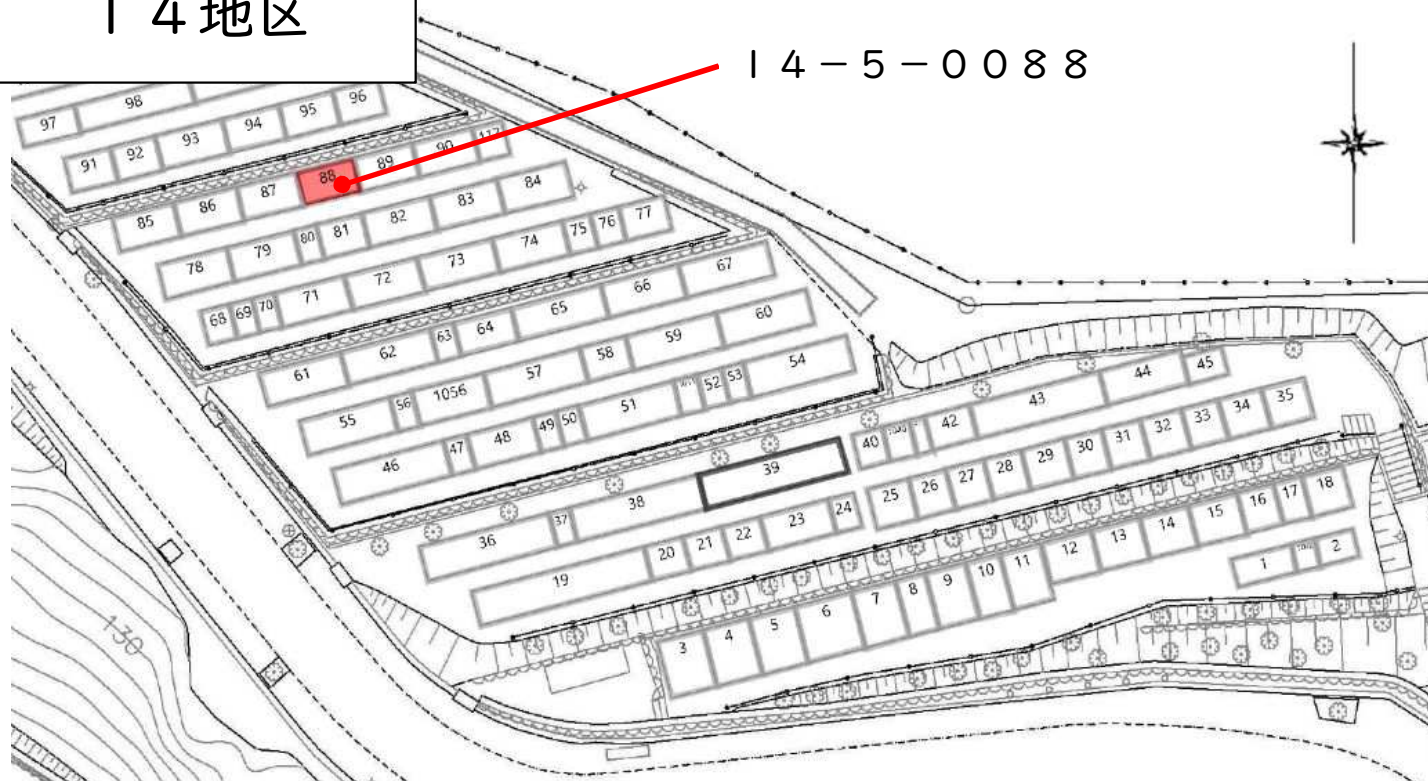
Ⅰ 2-4-0Ⅰ 25



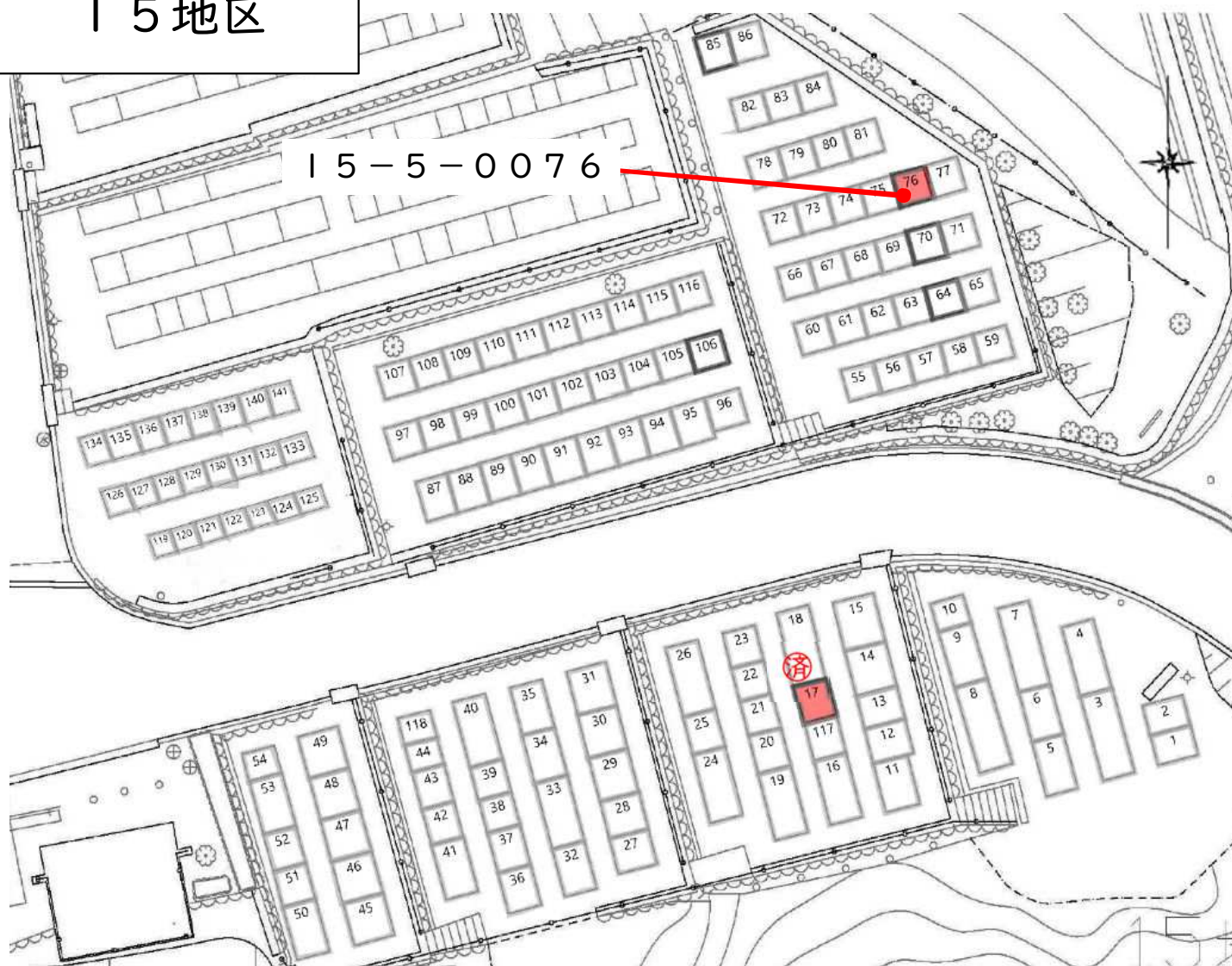
I 3地区



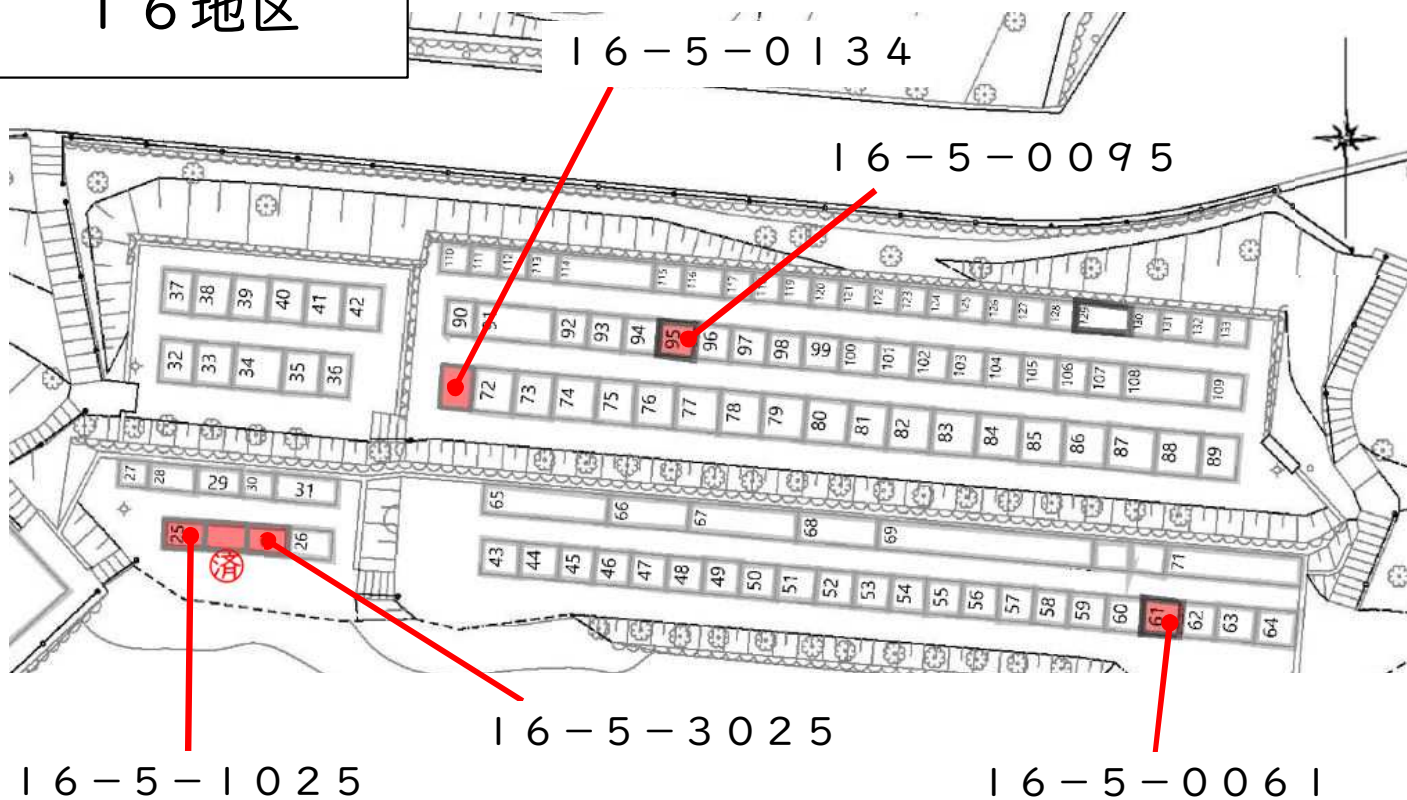
I 4地区



I 5地区



16地区

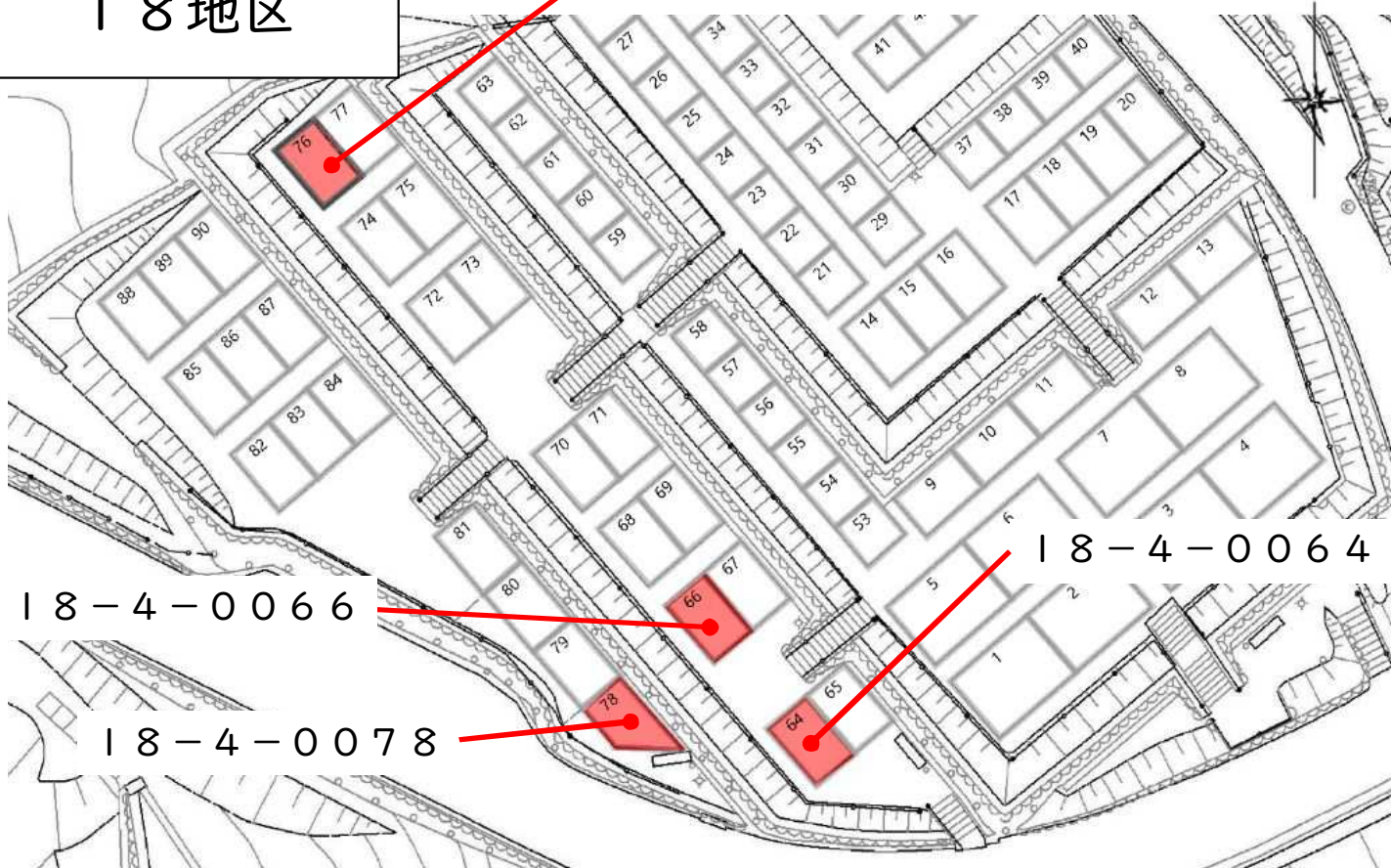


17地区



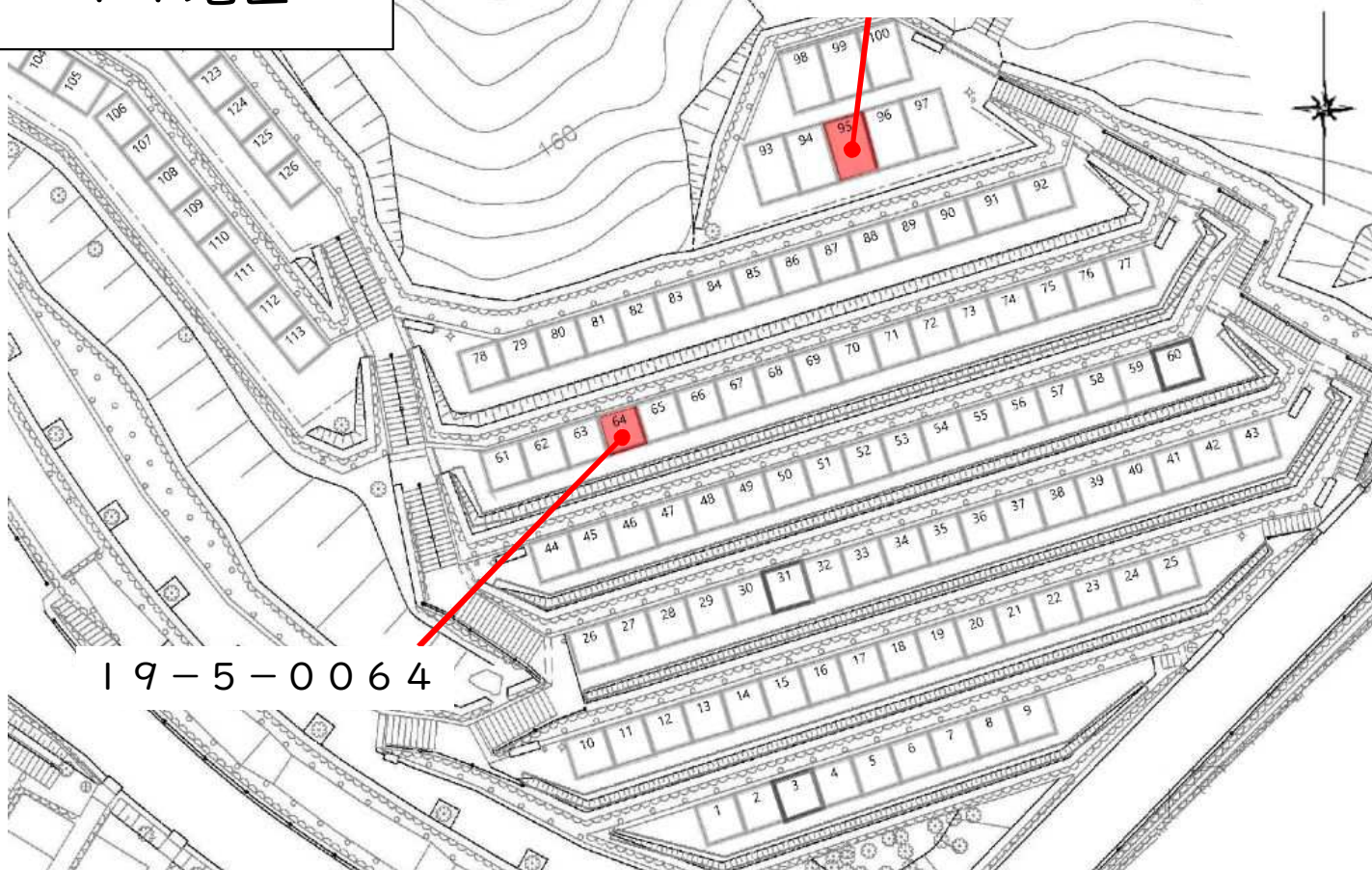
18地区

18-4-0076

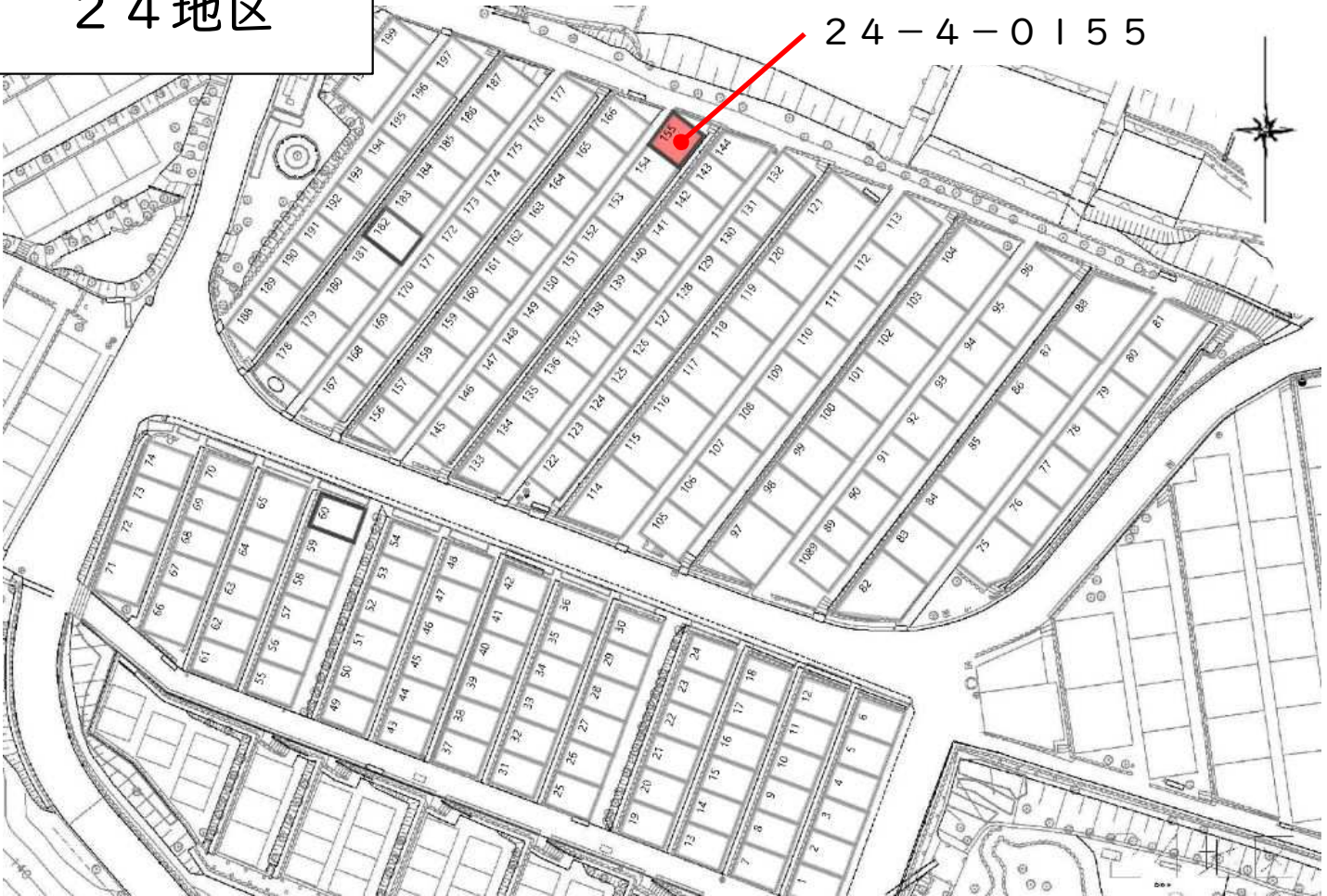


19地区

19-4-0095



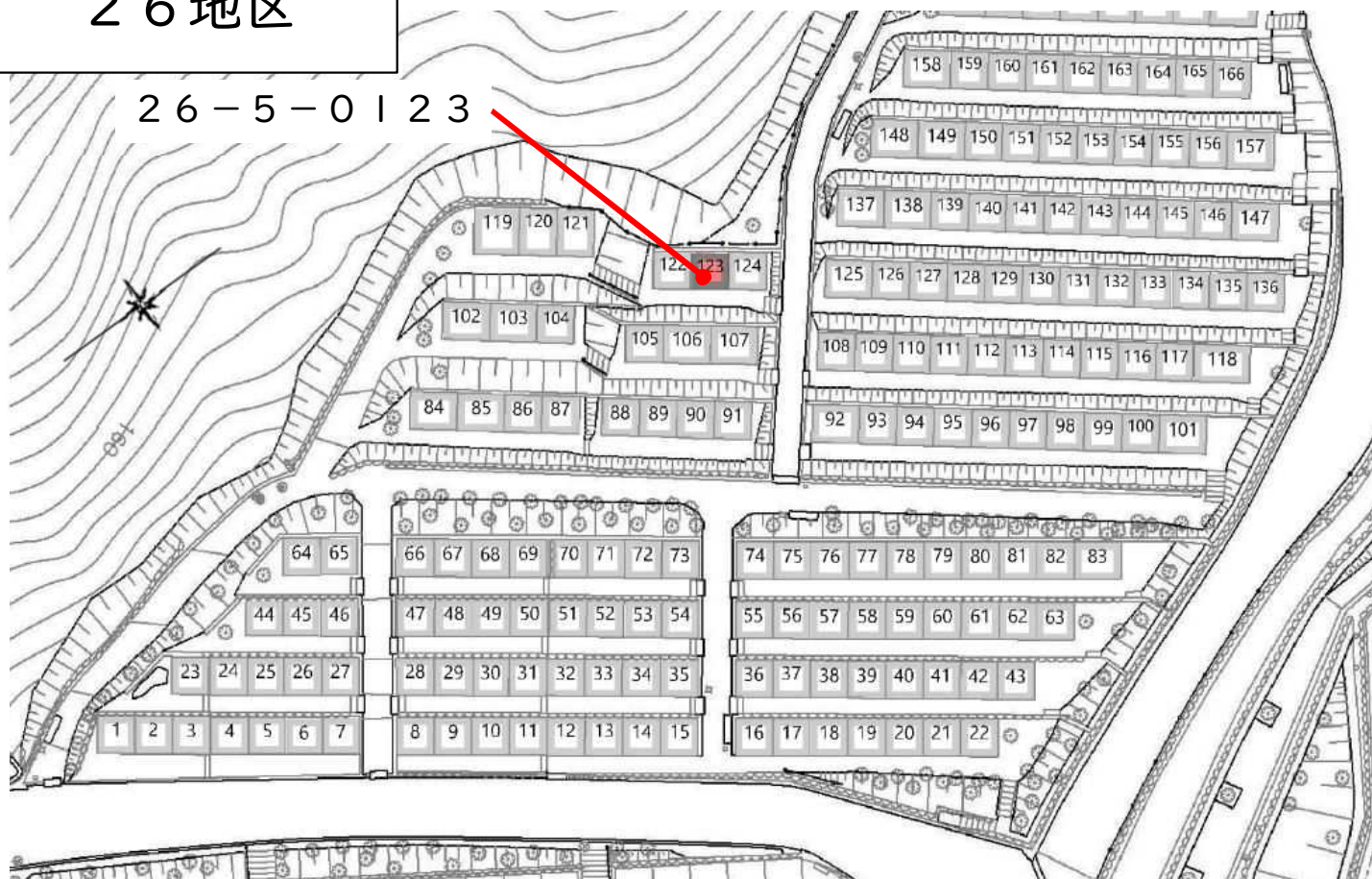
24地区



25地区



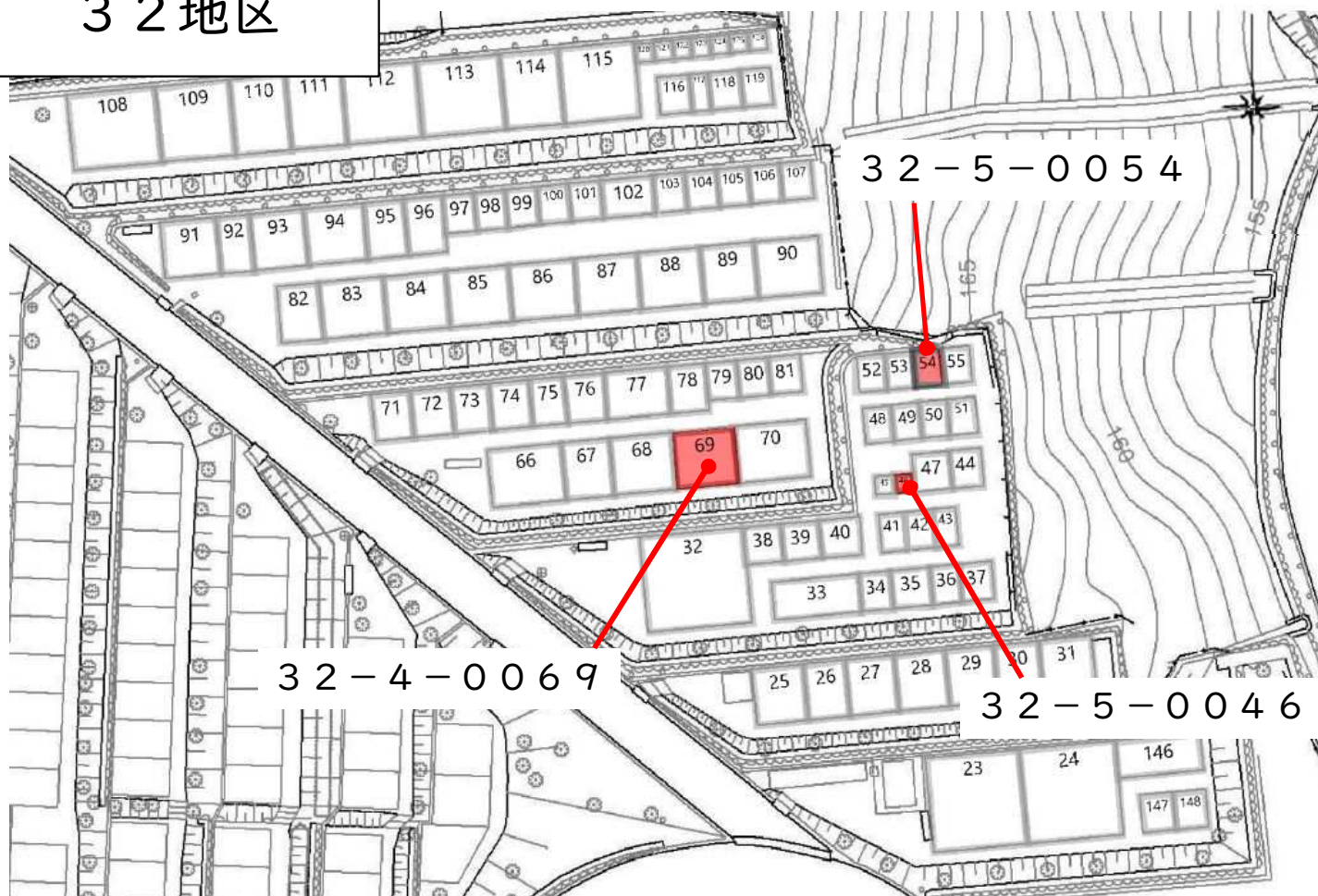
26地区



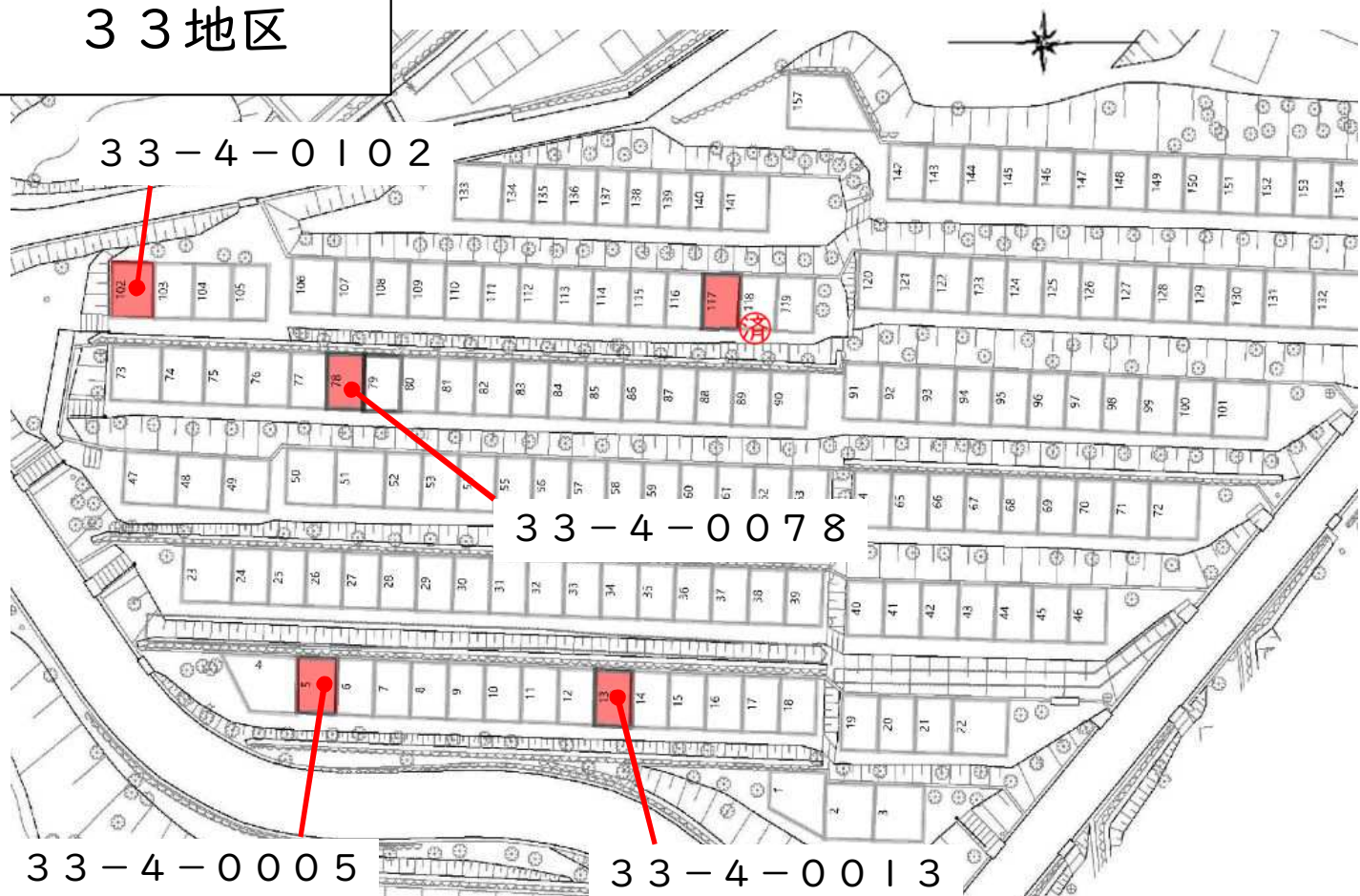
31地区



3 2 地区



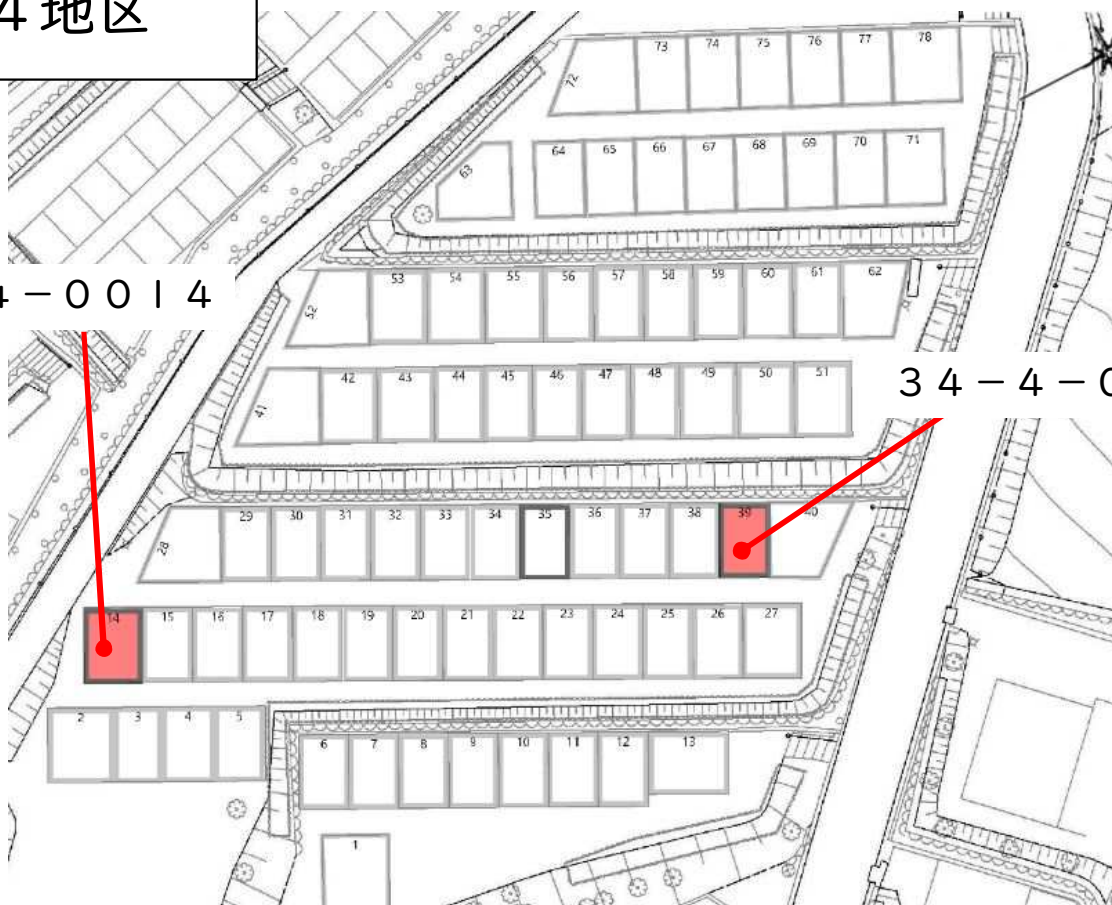
3 3 地区



3 4 地区

3 4 - 4 - 0 0 1 4

3 4 - 4 - 0 0 3 9



4 3 地区

※「4 2 地区」は 1 8 ページ参照

4 3 - 5 - 0 0 6 7

4 3 - 4 - 0 1 9 4

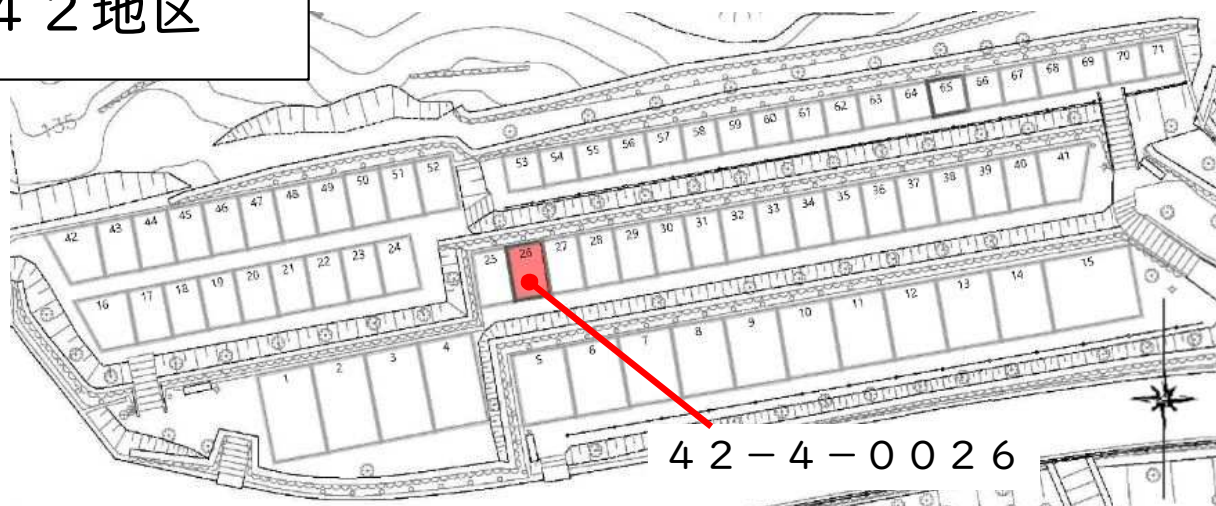
4 3 - 5 - 0 0 8 7

4 3 - 4 - 0 1 5 2

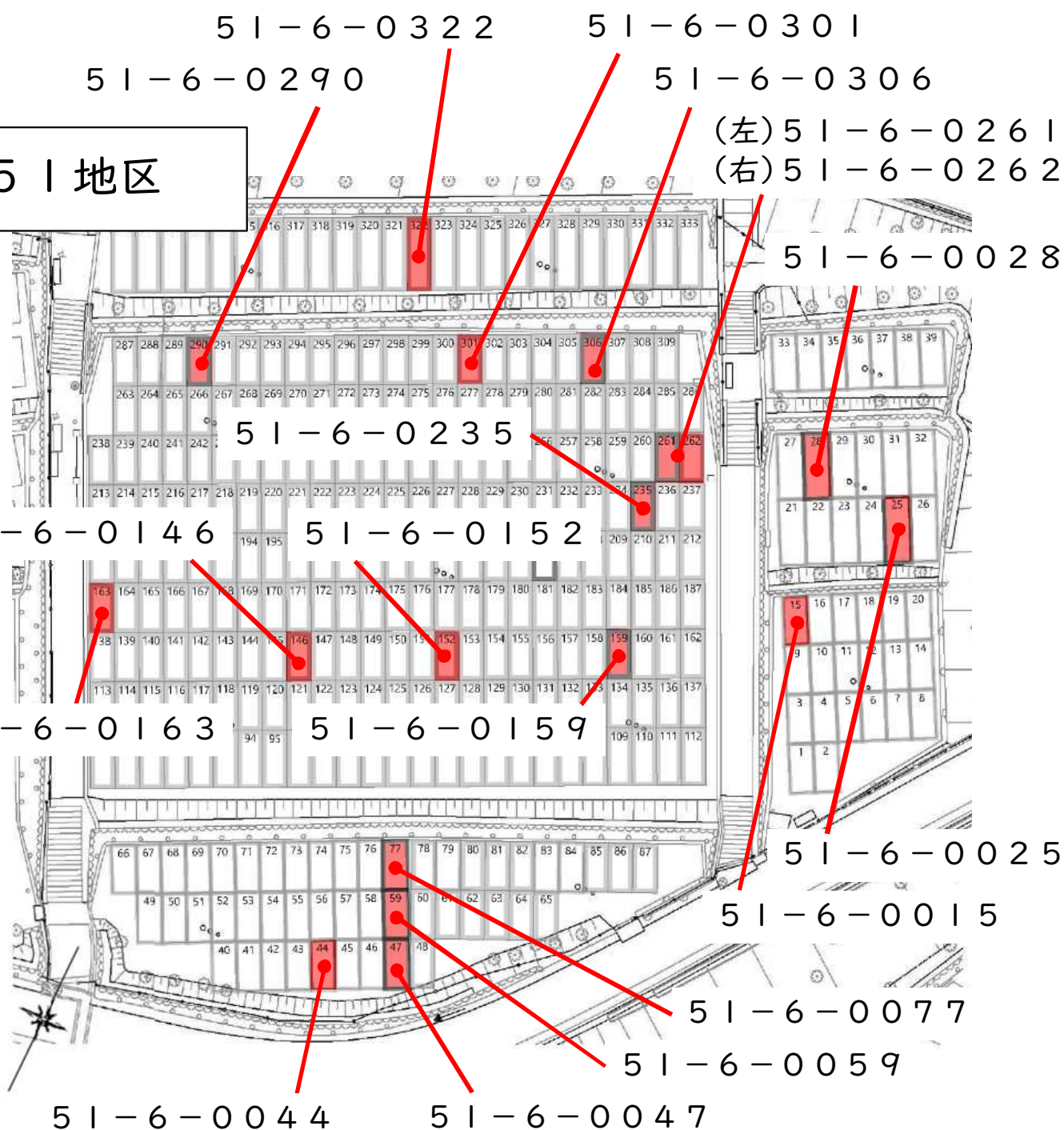


4 2 地区

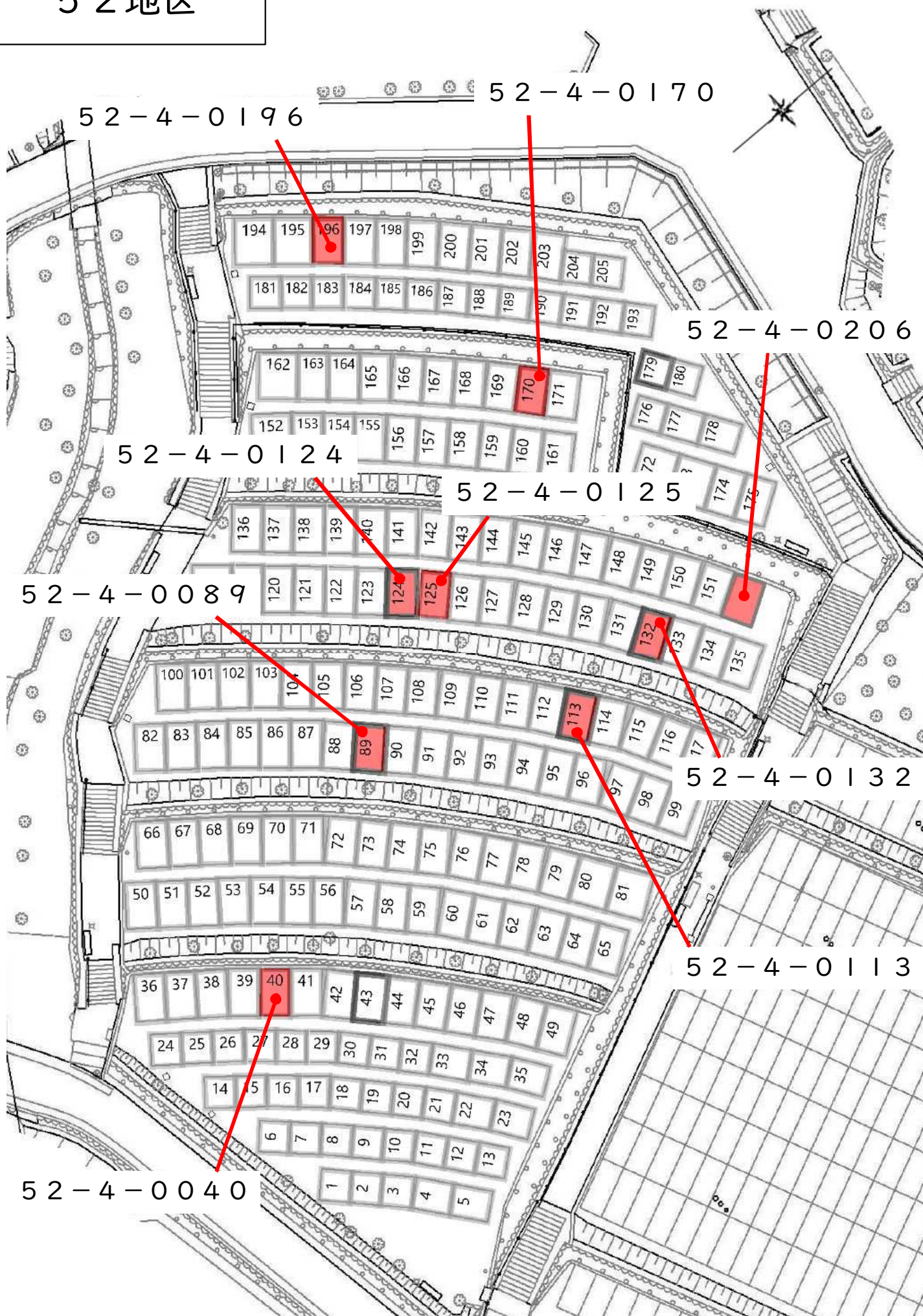
※「4 3 地区」は 17 ページ参照



5 1 地区



5 2 地区



5 3 地区

53-4-0104

53-4-0099

53-4-0106

53-5-0049

53-4-0034

53-4-0032

53-4-0013

53-4-0016

5 4 地区

54-5-0022

6 3 地区

6 3 - 4 - 0 2 1 1

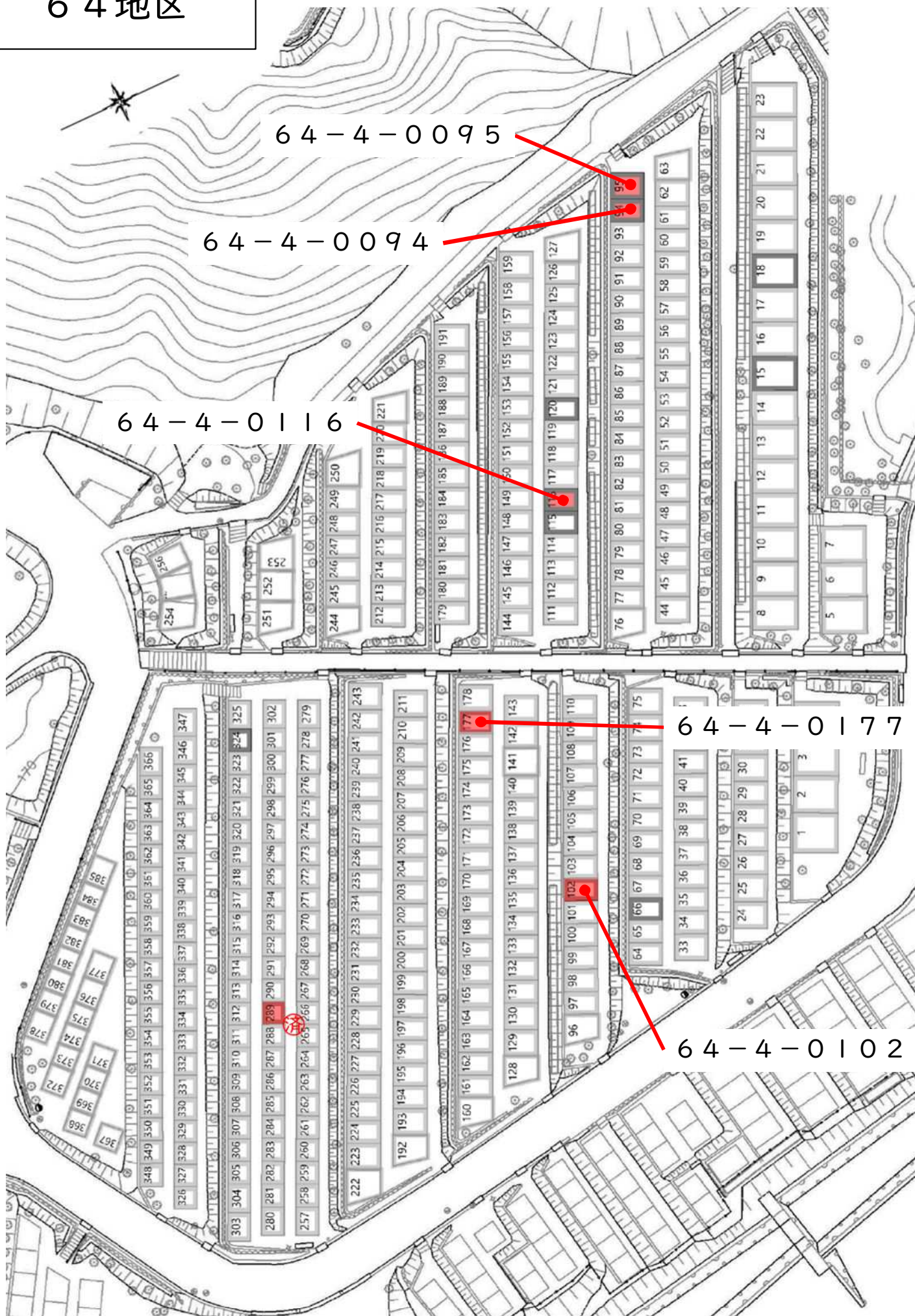
6 3 - 4 - 0 1 4 6

6 3 - 4 - 0 1 1 8

6 3 - 4 - 0 0 9 0

6 3 - 4 - 0 0 4 2

6 4 地区



6 5 地区

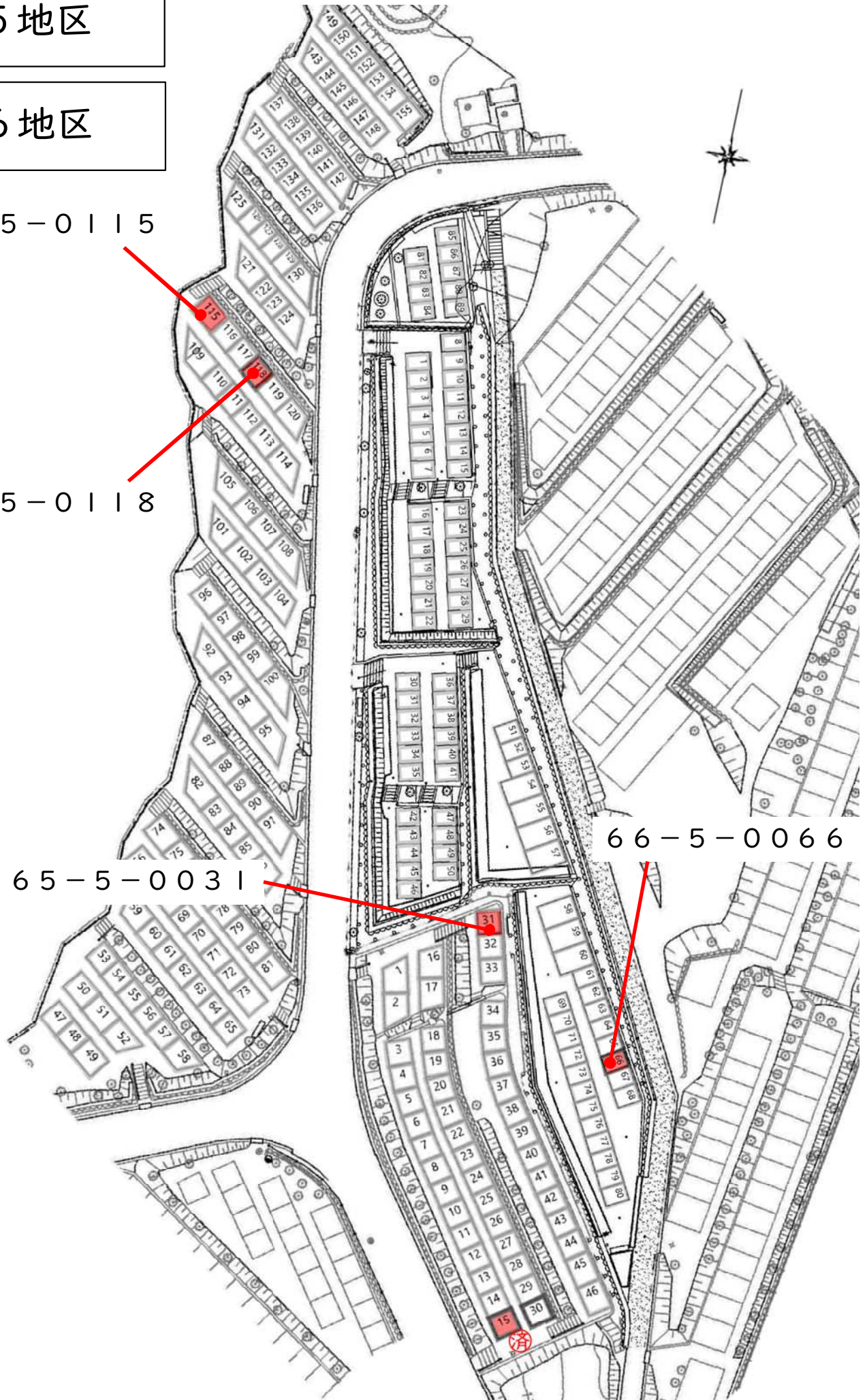
6 6 地区

6 5 - 5 - 0 1 1 5

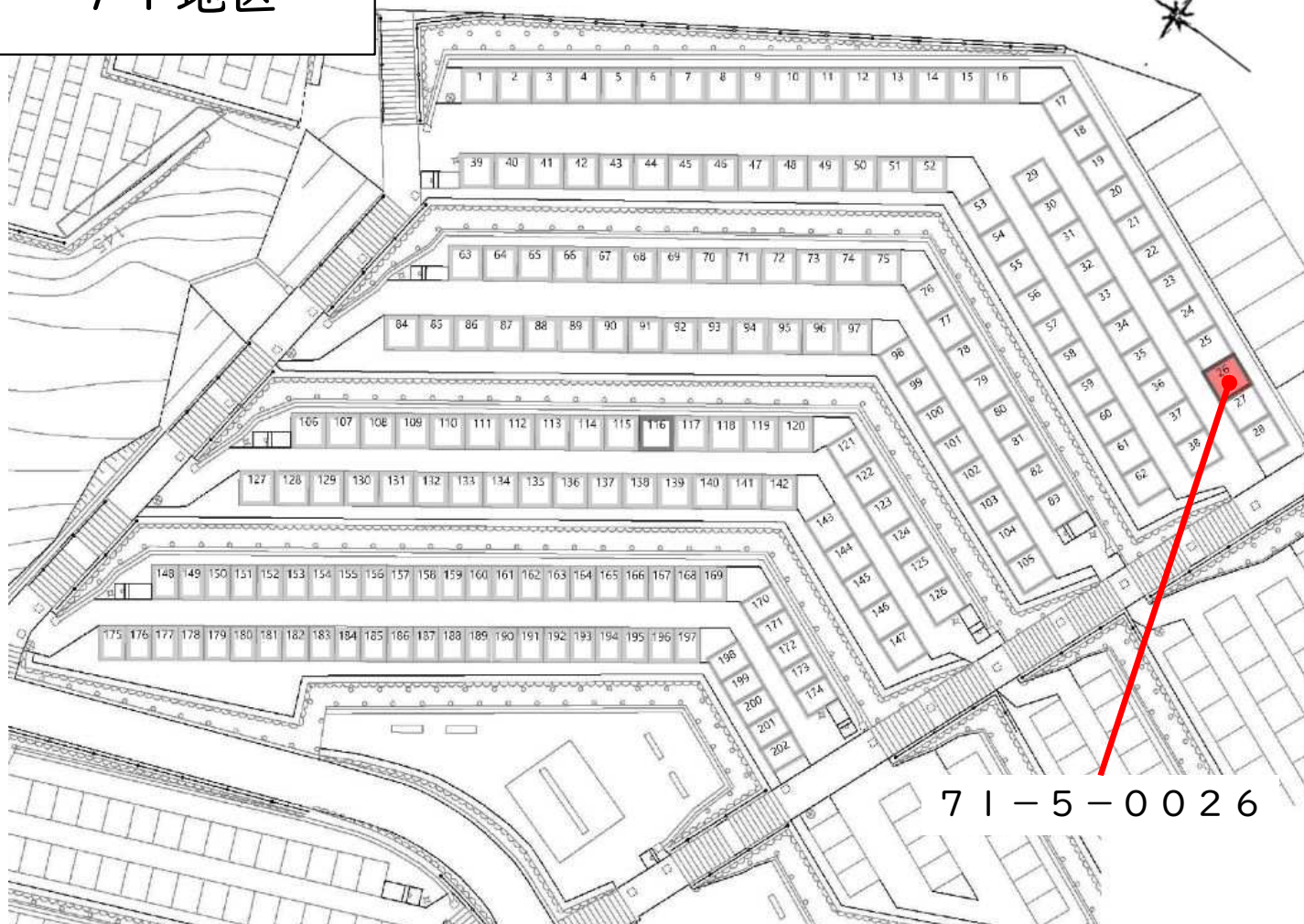
6 5 - 5 - 0 1 1 8

6 5 - 5 - 0 0 3 1

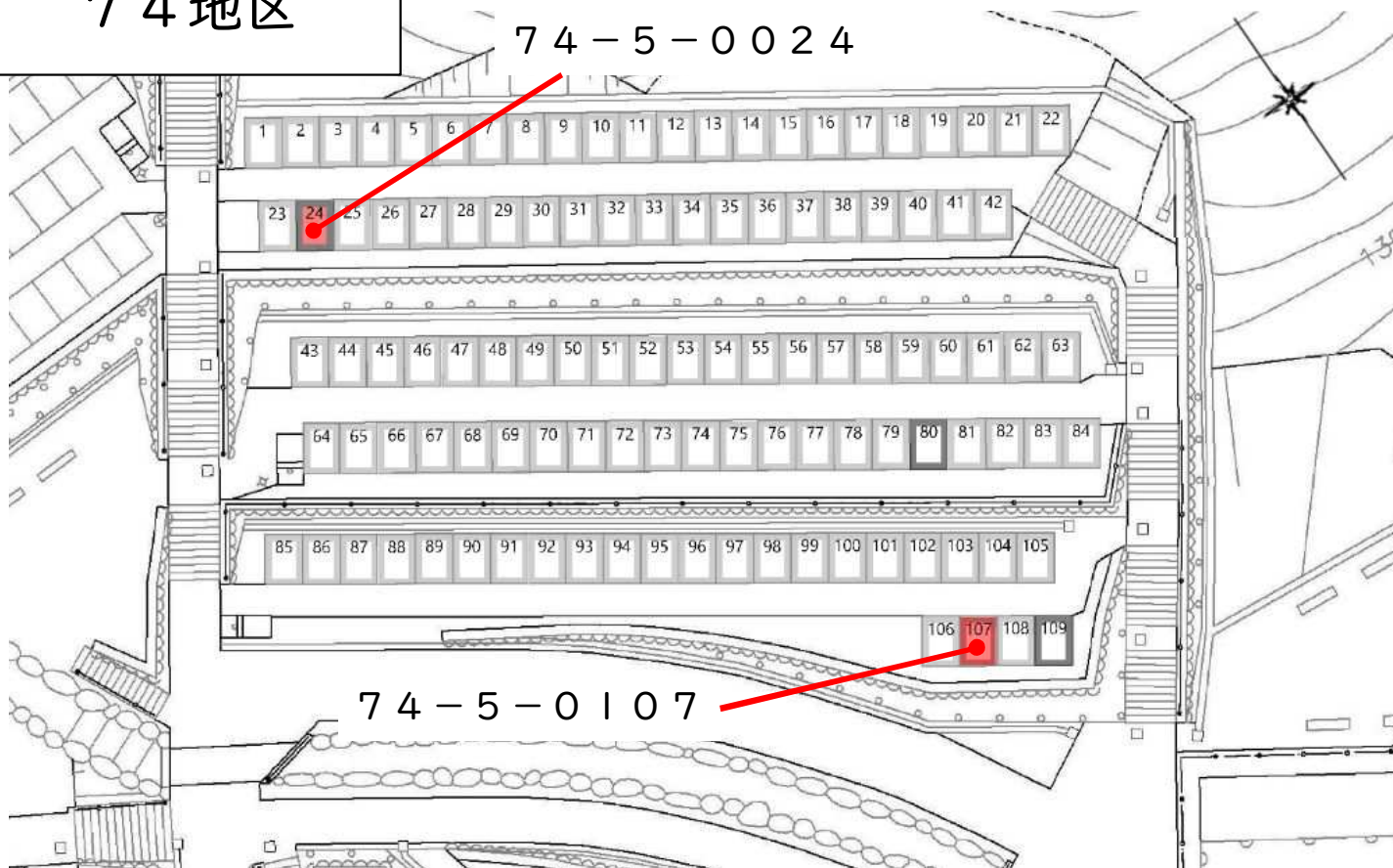
6 6 - 5 - 0 0 6 6



71地区



74地区



芦屋市一般墓地使用における注意事項

芦屋市霊園一般墓地の使用にあたっては、以下の項目を遵守してください。

1 使用の目的

一般墓地は、墳墓を造営し、又は堂塔、碑石若しくは形像類を建設する目的以外に使用することはできません。

2 墓碑の建立

墓碑の建立にあたっては、芦屋市の基準に従ってください。下記以外の基準等については、芦屋市環境課にお問い合わせください。

- (1) 墓碑の建立は、使用場所一墓地（区画）につき一基です。
- (2) 芝生墓地は洋風墓地を設置する目的で造成したものですので、和風墓碑等の建立は認められません。
- (3) 墓碑等の工作物の建設等の際は施設建設施工届、建設後は施設建設完了届を提出してください。

3 使用場所の維持管理

墓所の中(使用許可区域内)は、申込者の責任で定期的に清掃や除草等の維持管理をしてください。

4 維持費の納付

霊園の維持管理に必要な年間経費として、区画面積1㎡当たり1,220円で算出した額を毎年4月に納付しなければなりません。

5 使用权の継承

使用者が死亡された後は、使用权の相続承継が必要です。生前承継はできません。

6 使用場所の返還

使用の場所が不用となったときは、一般墓地の利用者は、市に返還しなければなりません。返還の際は、ご自身の費用で更地（巻石等もすべて撤去）にしてください。

なお、一般墓地の使用許可日から3年以内に使用場所の全部を返還したとき(使用許可の取消しの場合を除く)は、使用料の7割相当額を返還します。

7 使用許可の取消し

次のいずれかに該当する場合には、使用許可を取り消すことがあります。

- (1) 許可を受けた目的以外に一般墓地を使用したとき。
- (2) 市長の許可なく使用権を譲渡し、又は使用場所を転貸したとき。
- (3) 他人に譲渡する目的をもって使用権を取得したと認めたとき。
- (4) 市長の命じた使用場所の施設の維持管理をせず、放任のまま5年を経過したとき。
- (5) 許可を受けた後、目的の使用設備を設けず、1年を経過したとき。
- (6) 法令（墓地、埋葬等に関する法律）又は芦屋市霊園の設置及び管理に関する条例若しくはこれに基づく規則及び指示に違反したとき。

8 使用権の消滅

次のいずれかに該当する場合には、使用権は消滅します。

- (1) 使用者が死亡し、相続人又は親族若しくは縁故者から5年以内に使用承継の申出がないとき。
- (2) 使用者である法人等が解散したとき。
- (3) 使用者が住所不明となり10年を経過したとき。

9 届出・申請

次のような場合には、届出・申請が必要です。

- (1) 工作物等の建設、改修、撤去、移転又は植樹するとき。また、工作物等の工事を完了したとき。
- (2) 焼骨を埋蔵するとき。
- (3) 使用者が死亡し、使用権を承継するとき。
- (4) 使用場所を返還するとき。
- (5) 埋蔵されている焼骨を改葬するとき。
- (6) 一般墓地使用許可書の記載事項（本籍、住所又は氏名、法人等の住所又は代表者）に変更があったとき。
- (7) 一般墓地使用許可書を紛失、又は破損若しくは汚損により使用できなくなり、再交付が必要なとき。

芦屋市霊園へのアクセス



バスでご来園

阪急芦屋川駅・ＪＲ芦屋駅
・阪神芦屋駅から阪急バス
で「芦屋病院前」行き「霊
園前」下車

タクシーでご来園

阪急芦屋川駅から約１０分、
阪神芦屋駅・ＪＲ芦屋駅か
ら約１５分

お車でご来園

園内各所に駐車場がありま
す。なお、お車で園内に出
入りができる時間は下記のと
おりです。

開門時間

東門	入口	8:00～16:45
	出口	8:00～17:00
西門		8:00～16:45

お問い合わせ先

芦屋市市民生活部環境・経済室
環境課霊園・火葬場係

TEL：０７９７－３８－３１０５

FAX：０７９７－３８－２１６２

※令和６年６月より

芦屋市役所北館３階に移転しました。

芦屋市霊園ホームページ



芦屋市役所ホームページのトップ
ページ＞くらし＞霊園＞霊園
「芦屋市霊園」でも検索できます。